

認知症対応型共同生活介護及び
介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書・契約書及び
個人情報同意書

(事業所番号 4691500161)

事業者：医療法人大誠会 若松記念病院

事業所：グループホームふくい馥郁

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

グループホーム馥郁（以下「事業所」という）が行う当該事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるようにすることを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当・適切に行います。
- ② 事業所は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）が、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 事業所の従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : グループホーム馥郁
- (2) 住 所 : 鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目112番
- (3) 電話番号 : 0996-29-5077
- (4) 事業所番号 : 4691500161
- (5) 設備概要 : 木造平屋（延床面積557.79㎡）

室数<㎡>

	室数	㎡
居室	18	9.59（一室あたり）
多目的室	1	18.05
共同生活室内キッチン	2	18.05、12.35
脱衣室	2	6.70（一室あたり）
浴室	2	5.42（一室あたり）
事務室	1	21.66
休憩室	1	4.37
ゴミ置場	1	1.43
廃棄物置場	1	1.43

3. 職員体制

(1) 職種、人数及び職務内容

職種	職務内容	常 勤	非常勤	常勤換算
管理者 (施設長)	1. 従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名 (計画作成担当者と兼務)	0名	1.0名
計画作成担当者 (介護支援専門員)	認知症対応型共同生活介護計画の作成。他の計画作成担当者の業務の監督	0名 (介護職と兼務)	1名	0.8名
介護兼看護職員	利用者に対して必要な看護および介護における世話、支援を行います。	0名	2名	1.6名
介護職員	利用者に対し必要な介護における世話、支援を行います。	8名	6名	13.6名

(2) 勤務体制

昼間の体制：	日勤	8：30～17：30
	早出	8：00～17：00
	遅出	10：00～19：00
夜間の体制：	夜勤	16：00～ 9：15

4. 協力医療・介護老人福祉施設等の機関

【他法人施設】◎若松歯科医院

【同法人施設】◎若松記念病院

◎しげなが歯科医院

◎訪問看護ステーション コスモス

◎こがひさお眼科クリニック

◎介護老人保健施設 あじさい苑

◎特別養護老人ホーム白寿園

5. 利用料金

(1) 基本料金【1日につき】

介護度	単位	自己負担金		
		1割負担金	2割負担金	3割負担金
要支援2	749単位	¥749	¥1,498	¥2,247
要介護1	753単位	¥753	¥1,506	¥2,259
要介護2	788単位	¥788	¥1,576	¥2,364
要介護3	812単位	¥812	¥1,624	¥2,436
要介護4	828単位	¥828	¥1,656	¥2,484
要介護5	845単位	¥845	¥1,690	¥2,535

(2) 加算料金

加算項目	単位	自己負担金		
		一割負担金	2割負担金	3割負担金
若年性認知症利用者受入加算【1日につき】	120単位	¥120	¥240	¥360
初期加算（入居日から30日以内の期間） 【1日につき】	30単位	¥30	¥60	¥90
退居時相談援助加算【1回限り】	400単位	¥400	¥800	¥1,200
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）【1日につき】	22単位	¥22	¥44	¥66
医療連携体制加算（Ⅰ3）【1日につき】	37単位	¥37	¥74	¥111
医療連携体制加算（Ⅱ）【1日につき】	5単位	¥5	¥10	¥15
科学的介護推進体制加算【1月につき】	40単位	¥40	¥80	¥120
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【1月につき】	10単位	¥10	¥20	¥30
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）【1月につき】	5単位	¥5	¥10	¥15
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数の18.6%			

※利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後2月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として246単位を算定します。

(3) その他

- 居室利用料： 45,000円/月額（基本）
 - 共 益 費： 18,000円/月額（消費税込み） ※ 水道光熱費、保守管理費等に充当
 - 食 材 料 費： 1,200円/日額（消費税込み）
 - その他：医療費（一部負担金）、寝具代、おむつ代、理美容代、嗜好品の購入にかかる費用、ベッド、タンス等のレンタル費用等は実費及び消費税をご負担いただきます。
- ✓ 月額設定されている居室利用料金につきましては、月の途中の入退所の場合、利用実日数の日割り計算にてお支払いいただきます。

6. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に限らず全ての方が、ご希望により閲覧することができます。

7. 請求支払い方法

- ・原則として、1か月分のご利用料金を一括して請求する月精算となり、請求書は翌月10日に作成し速やかに郵送致します。
- ・お支払いについては、次の通りお願いいたします。

(1) お支払い期日

- ① 振込の方は、利用月の翌月末日までといたします。

(2) お支払い方法

① K-NET（地域型）利用による預貯金口座振替。

※ K-NET預貯金口座振替依頼の手続きを行うことで、毎月25日（当日が休業日の場合翌営業日）に引き落とされます。

② 当ホーム指定口座へのお振り込みをお願いします。

振込 指定口座

金融機関：鹿児島銀行川内支店

口座種類：普通

口座番号：3043790

口座名義：医療法人大誠会 いりょうほうじんだいせいかい グループホーム ふくいく 馥郁

8. 入所定員・入所対象者

(1) 入所定員

2ユニット 18名（郁郁ユニット 9名、馥馥ユニット 9名）

(2) 入所対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であるとの医師からの診断があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

9. サービスの内容

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案

- 適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような個別の介護計画の作成を行います。

食事

・食事時間

朝食 午前： 7:00 ～ 8:00

昼食 午前： 12:00 ～ 13:00

夕食 午後： 18:00 ～ 19:00

- ・本人の希望や体調にあわせて若干時間を変更したり、場所（リビングまたは居室）を選んだりすることができます。
- ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や

達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・2回／週以上の入浴または清拭を行います。回数は利用者の状況に応じて対応します。

生活介護

- ・一人ひとりの生活リズムに合わせた支援をいたします。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・清潔な寝具を提供します。

生活相談

- ・利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

行政手続き代行

- ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況に応じて代行します。

機能訓練

- ・離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

金銭の管理

- ・原則、金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮願います（紛失した場合の責任は負えません）
- ・生活リハビリの取り組みとしての費用は、事業所で一度立替え、請求書に計上させていただきます。

記録の保存

- ・サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存いたします。

10. 入所の手続き（必要な書類など） ※更新毎に必ず施設までお届けください

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険負担割合証
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 老人医療受給者証
- ⑤ 医療負担限度額認定証
- ⑥ 身体障害者手帳（該当する方）（写し）

1.1. 退所の手続き

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

退所を希望する日の30日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退所する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合。

以下の場合には、事業所からの申し出で退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、2週間以上経過した場合、又は明らかに2週間以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

1.2. 施設利用にあたっての留意点

(面会)

・面会時間 午前9：00～午後6：00

それ以外についてはご相談下さい。

※ インフルエンザや新型コロナウイルスの流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります

ます。

(外出・外泊)

- ・必ず行き先と当事業所へ戻られる予定時間、食事の有無などを所定の用紙で職員にお知らせ下さい。

(喫煙)

- ・敷地内は禁煙となっております。

(所持品の持ちこみ)

- ・家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。
- ・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願い致します。ご無理な方はご相談下さい。
- ・共同生活の中で、ご本人の物とわかるように、必ずご記名をお願いいたします。

(宗教・政治活動)

- ・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

(ペット)

- ・ペットの持ち込みはお断りします。

(食べ物の持ち込み)

- ・衛生管理上、1回で食べきれぬ量でお願いします。
- ・賞味期限の物があつた場合、破棄させていただきます。

1.3. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施

施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 緊急時（事故発生時）の対処方法

利用者に容態の変化・事故等があった場合は、「緊急連絡先別紙」に基づき、代理人等へ連絡すると共に、医師あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因分析、再発防止のために取り組みを行います。

また、利用者に対する事業所の対応により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業所は、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

16. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ④ 避難確保計画訓練：浸水避難地区となっていることから、避難訓練を年間計画で実施します。

17. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

グループホーム馥郁 TEL：0996-29-5077

苦情相談に関する責任者	施設長 鶴原 里志
-------------	-----------

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

※ 相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※ 事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

・薩摩川内市役所 健康保険部 介護保険課

所在地 薩摩川内市神田町3-22

電話番号 0996-23-5111（市役所代表番号）

F A X 0996-23-5131（代表 0996-20-5570）

受付時間 8：30～17：15

・鹿児島県国民健康保険団体連合会

所在地 鹿児島市鴨池新町6-6(鴨池南国ビル)
電話番号 099-213-5122
FAX 099-213-0817
受付時間 8:30~17:00

・鹿児島県社会福祉協議会(福祉サービス運営適正化委員会)

所在地 鹿児島市鴨池新町1-7
電話番号 099-286-2200
FAX 099-257-5707
受付時間 9:00~16:00

18. サービスの外部評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。運営推進会議内にて評価を実施し、当事業所ホームページ上で公表しています。

19. 退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

20. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

21. 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他、利用者が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

22. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況、緊急やむを得ない理由等の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みを行います。

23. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

24. 介護事故発生の防止

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

25. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ③ 避難確保計画訓練：浸水避難地区となっていることから、避難訓練を年間計画で実施します。

26. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 鶴原 里志
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

27. ハラスメントについて（職場におけるハラスメントの事項）

- (1) 当事業所は、利用者及びその家族に安心してサービスをご利用いただくとともに、職員が安全かつ適切に業務を遂行できる環境を確保するため、ハラスメントの防止に取り組みます。
- (2) ハラスメントとは、暴言、威圧的な言動、侮辱、人格を否定する発言、暴力、セクシュアルハラスメント、過度な要求その他これらに類する行為により、職員の就業環境又はサービス提供環境を害する行為をいいます。
- (3) 当事業所は、ハラスメント防止に関する基本方針を定め、相談しやすい体制の整備、事業所内での情報共有、必要な研修の実施等を通じて、ハラスメントの未然防止及び再発防止に努めます。
- (4) 利用者又はその家族等によるハラスメント行為が確認された場合には、事実関係を確認のうえ、職員及び他の利用者の安全確保並びに適切なサービス提供の継続を図るため、必要に応じて対応方法の見直し、関係機関との連携その他必要な措置を講じることがあります。

ハラスメントに関する担当者

施設長 鶴原 里志

28. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型 共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

29. その他

- (1) 通院・入退院時の送迎
緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。
- (2) 入院時の対応
入院中の対応は、代理人でお願いします。

30. 当法人の概要

名称： 医療法人大誠会

代表者役職・氏名： 理事長 若松 大介

当法人所在地： 鹿児島県薩摩川内市神田町11番20号

電話： 0996-23-3291

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は、代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

1. 本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分等の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約期間満了日の30日前までに、利用者又は代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分等の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人）

1. 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、代理人は身元引受人を兼ねることができます。
2. 身元引受人は、本契約に基づく利用者および代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条（利用及び受入基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 通常グループホームで可能であると思われる医療管理範囲の方であること
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること
- ⑦ 建物の仕様に段差・勾配があり、利用者のADL（日常生活動作）が対応可能な状態にあること

第5条（認知症対応型及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて利用者及び代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した

認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
3. 利用者及び代理人は、事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができま
す。この場合、事業者は、明らかに変更の必要が認められないとき、及び利用者または代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
4. 担当計画作成担当者は、6ヶ月に1回、担当利用者の認知症対応型共同生活介護計画の見直しを行います。
5. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第6条（サービスの内容及びその提供）

事業者は、利用者に対して前条により作成される介護計画に基づき、次の各号の各種サービスを提供します。

介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

- 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- 日常生活上の世話
- 日常生活の中での機能訓練
- 相談、援助
- 医療連携体制

介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

2. 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
3. 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を代理人に報告します。

4. 事業者は、利用者に対するサービス（介護及び看護等）の提供に関する記録を整備し、その終了日から5年間保存しなければなりません。
5. 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
6. 利用者及びその後見人、家族又は身元引受人は、求めに応じ、当事業者に対し、4項のサービスの提供記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

第7条（医療上の必要への対応）

1. 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。
2. 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
3. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

第8条（看取りの指針）

一般に認められている医学的知見に基づき医師が回復の見込みがないと診断した場合及び認知症の進行により寝たきりとなり、いわゆる「老衰」の状況になった場合は、利用者本人又はご家族の同意が得られることを条件に、当法人協力医療機関での看取り介護の提供を相互に検討します。

第9条（利用料等の支払）

1. 利用者又は代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
3. 事業者は、利用者又は代理人に対し、毎月10日までに、前月の利用料（食材料費、介護費用等）及び前月の家賃、共益費の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
4. 利用者又は代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月25日までに、事業者の指定する方法により支払います。

5. 事業者は、利用者又は代理人から利用料等の支払いを受けたとき、要請があった場合は、利用者又は代理人に対し、領収証を発行します。

第10条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように利用者又は代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第11条（利用者及び代理人の権利）

利用者及び代理人は、事業者のサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益も受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的・精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第12条（利用者及び代理人の義務）

利用者及び代理人は、事業者のサービスに関して、以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。ただし、利用者又は代理人が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び代理人は協力すること

第13条（造作・模様替え等の制限）

1. 利用者及び代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は代理人は事業者に対して予

め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び代理人の負担とします。

2. 利用者及び代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
3. 利用者及び代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等を行うことはできません。

第14条（契約の終了）

次の各号の一つでも該当する場合は、この契約は終了します。

- 要介護等の認定更新において、利用者が自立または要支援1と認定された場合
- 利用者が死亡した場合
- 利用者又は代理人が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき
- ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも利用者又は代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは、本契約を継続することができます
- 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
- 第4条に適合しなくなった場合

第15条（利用者の契約解除）

利用者及び代理人は事業者に対し、いつでも30日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第16条（事業者の契約解除及び退去基準）

事業者は利用者及び代理人に対し、次の各号に該当する場合には適切な予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3カ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者は代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 入居申込みについて虚偽の申請、その他不正な方法により入居したとき。利用者又は代理人が、暴力団・暴走族・反社会的組織等の構成員又はその関係者であるとき（出入りさせた場合を含む）
- ⑥ 利用者が、通知なく契約開始日より30日以上本物件に入居しないとき
- ⑦ 極端な視力の低下、及び恒常的な医療行為を必要とする等、本物件での介護対応が困難となったとき
- ⑧ その他、本契約に違反したとき

第17条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び代理人の負担とします。

第18条（損害賠償）

1. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
3. 利用者の故意または重過失により、居室または備品について通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は代理人が負担します。

第19条（秘密保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は代理人の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報の提供を行うことができます。

第20条（注意義務）

利用者及び代理人は本物件の使用にあたり、事業者の指示に従い善良な管理者としての注意をもって管理使用しなければならない。利用者及び代理人は、自己の責に帰すべき理由によって本物件を汚損したときはこれを現状に復し、または事業者の定める損害賠償金を支払わなければならない。

第21条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを利用者及び代理人、事業者は予め合意します。

第22条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの重要事項・契約書について、利用者及びその家族に説明をし、交付しました。

令和 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目112番
グループホーム馥郁（指定番号 第4691500161号 鹿児島県）

施設長 鶴原 里志 印

説明者 鶴原 里志 印

私は重要事項説明書・契約書について、事業者から説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

住 所 薩摩川内市 _____

氏 名 _____ 印

私は、本人の契約意思を確認し、認知症対応型共同生活介護サービスの重要事項について説明を受け、同意し署名代行いたしました。

代理人・署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

* 注意：原則として扶養者とします。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的及び場合

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて指定居宅サービス等を円滑に実施するため、介護支援員並びに医療機関等に対し必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ア 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最低限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- イ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ア 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が認知症対応型共同生活介護サービスを行うために必要な、利用者やその家族個人に関する情報
- イ その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別される情報

4 使用する期間

グループホーム馥郁と私（または代理人）の間に交わされた利用契約書に定めた期間とし、利用契約が解消された後は私（利用者）及び家族に家族の個人情報の使用は認めない。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

家族 氏名 _____

医療法人大誠会 若松記念病院
グループホーム馥郁
施設長 鶴原 里志